

国港総第461号
平成27年3月5日

国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾の港湾管理者あて

国土交通省港湾局長

国有港湾施設の管理委託の事務取扱について

標記については、昭和34年4月25日港管第1135号（昭和61年6月13日港管第1633号一部改正）にて通知したところであるが、下記のとおり取扱いを定め、平成27年4月1日より実施することとしたので通知する。

【貴道（県）管内の市町村管理にかかる地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いします。】

※【 】は、市町村管理の地方港湾が存する港湾管理者あてのみ記載。

記

1. 原状等の変更について

管理委託後、管理施設の原状を変更しようとするときは、国の承認を受けることとなっているが、次に掲げるもので原状を変更しようとするときは国の承認を要しないこととする。

- (1) 港湾管理者が管理施設に次に掲げる工作物等を設置する場合
 - a 係留施設の附帯設備（旅客乗降用施設及び車両乗降用施設を除く）
 - i) 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成19年3月28日国土交通省告示第395号）によるもの
 - ・係船柱及び係船環
 - ・防衝設備
 - ・照明設備
 - ・救命設備
 - ・車止め
 - ・給水設備
 - ・排水設備
 - ・給油設備及び給電設備
 - ・柵、扉、ロープ等
 - ・監視設備

- ・ 標識等
 - ii) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年9月）によるもの
 - ・ 潜り止め
 - ・ 階段及びはしご
 - ・ 便所
 - ・ 消防設備及び警報設備
 - iii) その他の安全を確保するために必要な設備及び係留施設の利用の増進を図るために必要な設備
 - b 港湾における転落事故等を防止するために必要な標識、防護柵、門扉その他安全管理施設
 - c 管理施設の用途又は目的に従い使用するため必要となる舗装等の工作物
- (2) (1)に掲げるものを除くほか、次に掲げるものを設置する場合
- 街灯柱、電柱、地下ケーブル、水道管、下水管、ガス管、送油管、消火栓、標識板、立看板、信号機、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、その他これらに類するもの。

2. 他の用途への使用等について

管理委託後、管理施設を他の用途又は目的に使用若しくは収益し、又はさせることができるのは当該施設の本来の用途又は目的を妨げない範囲に限られ、その限度を越えるときは、転貸として管理委託契約違反となり、ひいては、契約解除事由を構成することとなるから留意する必要がある。従って、恒久的な建築物その他の構築物（上記1.に掲げる構築物並びに防波堤に海上保安部が設置する灯台及びその付属設備を除く。）の設置に関しては、管理委託契約書第6条第1項（他の用途への使用等）但書（国有港湾施設管理委託契約書にあっては、第8条第1項（他目的への使用等）但書）に該当する場合においても、事前に国に協議し、その指導を受けて遺漏のないよう努めなければならない。

3. 管理状況の報告について

「管理状況の報告」には別紙様式による国有港湾施設管理状況調書を作成して、これを添付するものとする。

4. その他

「国有港湾施設の管理委託の事務取扱について」（昭和34年4月25日港管第1135号（昭和61年6月13日港管第1633号一部改正））は廃止し、国有港湾施設の管理委託に係る他の事務処理については、「港湾施設の管理委託に係る事務処理について」（平成15年5月16日国港管第144号）及び「港湾施設の管理委託に係る事務処理について」（平成23年4月20日国港総第36号）を参照されたい。

以上